

南大隅町住み続ける住宅助成事業施工業者登録申請要領

(目的)

1. 南大隅町住み続ける住宅助成金交付要綱第2条に基づき、町民が町内の施工業者を選定する際の情報源として、所定の登録によりデータを整備することで、円滑かつ的確な制度運用を図ることを目的とする。

(登録資格)

2. 登録資格を有する者は、次に掲げる二つの要件を備えている者とする。
 - (1) 申請時において、町内に本社若しくは本店を有する法人、あるいは、住所を有している個人業者で、現にリフォームなどの工事業を営んでいる者。
 - (2) 町税等の滞納が無いこと。

(申請書等)

3. 施工業者登録を受けようとする者は、南大隅町住み続ける住宅助成事業施工業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。
 - (1) 登録を受けようとする者が個人である場合
 - ・住民票抄本の写し
 - ・町税を滞納していない証明書(個人用)
 - (2) 登録を受けようとする者が法人である場合
 - ・登記簿謄本の写し
 - ・町税等を滞納していない証明書(法人用)
 - (3) その他町長が指定する書類

(提出時期)

4. 申請書の提出時期等は、次に掲げるところによる。
 - (1) 提出時期 平成27年6月15日から随時(ただし、土、日、祝祭日は除く。)
 - (2) 提出場所 南大隅町根占川北226番地
南大隅町役場建設課 0994-24-3129
 - (3) 提出部数及び提出方法
提出部数 1部 方法 南大隅町役場建設課に持参の上、提出すること。

(登録決定通知)

5. 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、登録をすることが適当であると認めるときは、登録を決定し、南大隅町住み続ける住宅助成事業施工業者登録決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(有効期間)

6. 登録の有効期間は、平成29年度(平成30年3月31日)までとする。

(変更の様式)

7. この要領に基づき登録された施工業者(以下「登録施工業者」という。)が、登録時の内容に変更が生じた時は、直ちに南大隅町住み続ける住宅助成事業施工業者登録事項変更届(様

式第3号)を提出しなければならない。

(廃業及び休業の届出)

8. 登録施工業者が、廃業又は休業した時は、直ちに廃業・休業届(様式第4号)を提出するものとする。

(登録の取り消し)

9. 町長は、登録施工業者が登録資格に適合しないことが認められた場合は、登録を取り消すことができる。この場合には、登録の取り消し通知(第5号様式)により、登録施工業者に通知するものとする。なお、取り消し後、登録資格があると認められる場合は、再登録できるものとする。

(その他)

10. この要領の実施について、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

様式第1号（第3項関係）

平成 年 月 日

南大隅町長 様

申請人 住所（所在地）
氏名（法人名）
代表者
電話番号

印

南大隅町住み続ける住宅助成事業施工業者登録申請書

南大隅町住み続ける住宅助成事業施工業者として登録したいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

なお、この記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

建設業の許可の有・無		有（ 許可番号 [特・一般] ） ・ 無		
工事 業 種 区 分	希望業種 ※自己履行できるものの番号を○で囲み、その他の場合は具体的内容を記入すること			
	1 建築	2 とび・土工・コンクリート	3 大工	
	4 屋根	5 電気	6 管	
	7 左官	8 タイル・レンガ・ブロック	9 鋼	
	10 鉄筋	11 板金	12 ガラス	
	13 塗装	14 防水	15 内装仕上げ	
	16 建具	16 その他（ ）		
添付 書類	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本（法人の場合）、住民票抄本（個人の場合）の写し <input type="checkbox"/> 建設業法許可証明書の写し <input type="checkbox"/> 卒業証明書の写し <input type="checkbox"/> 実務経歴書 <input type="checkbox"/> 町税等の滞納がない証明書 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認めるもの			
受付欄 (記入不要)	平成 年 月 日 第 号			

様式第2号（第5号関係）

南建第
平成 年 月 日 号

様

南大隅町長

印

南大隅町住み続ける住宅助成事業施工事業者登録決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、南大隅町住み続ける住宅助成事業施工事業者登録については、南大隅町住み続ける住宅助成事業施工業者登録申請要領第5項の規定により、登録することに決定したので通知します。

登録工事業種

登録の条件

次のいずれかに該当するときは、直ちに町長の承認又は指示を受けること。

ア 登録事項を変更するとき。

イ 廃業又は休業するとき。

様式第3号（第7号関係）

平成 年 月 日

南大隅町長 様

申請人 住所（所在地）
氏名（法人名）
代表者
電話番号

印

南大隅町住み続ける住宅助成事業施工業者登録事項変更届

貴町に申請し受理された南大隅町住み続ける住宅助成事業施工業者登録事項に変更が生じたので、南大隅町住み続ける住宅助成事業施工業者登録申請要領第7項規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
1 住所（所在地） 又は電話番号			
2 氏名（法人名） 代表者の氏名			
3 従業員数			
4 建設業の許可			
5 工事業種			

様式第4号（第8項関係）

平成 年 月 日

南大隅町長 様

届出人 住所（所在地）
氏名（法人名）
代表者
電話番号

印

廃業・休業届

次のとおり廃業・休業しましたので、南大隅町住み続ける住宅助成事業施工業者登録申請要領第8項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

廃業・休業年月日	平成 年 月 日
現在契約している 助成事業の住宅	有 ・ 無 〔 有の場合 申請者氏名： 申請住宅所在地： 〕

様式第5号（第8項関係）

南建第
平成 年 月 日 号

様

南大隅町長

印

南大隅町住み続ける住宅助成事業施工事業者登録抹消通知書

南大隅町住み続ける住宅助成事業施工業者登録申請要領第2項第 号に適合しないため、
施工業者の登録を取り消したことを通知します。